

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○水域利用調整区域の指定…………… (危機対策課)	29
○家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課)	31
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	33
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	33
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	33
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	34
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	35
○宅地建物取引業法による免許の取消し…………… (建築指導課)	35
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	35
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	35
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	36
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	36
告 示	
北海道告示第486号	
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（平成15年北海道条例第35号）第18条の規定により、次の水域を水域利用調整区域に指定した。	
平成22年6月18日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 石狩浜海水浴場	
(1) 区域	
おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第23号）第10条第4項に規定	

される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 石狩市道2丁目線の北西方向延長線（以下1の事項において「基線」という。）と海岸線が交差する地点から石狩河口方向へ海岸線に沿い800mの地点
- (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点
- (C点) 基線と海岸線が交差する地点から東埠頭方向へ海岸線に沿い100mの地点
- (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合80mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成22年7月3日から同年8月15日まで

2 おたるドリームビーチ海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 小樽市道大浜海水浴場通線の北西方向延長線（以下2の事項において「基線」という。）と海岸線が交差する地点から新川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点
- (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点
- (C点) 基線と海岸線が交差する地点から星置川河口方向へ海岸線に沿い950mの地点
- (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合方向110mの地点

(2) 制限又は禁止される行為

水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止

(3) 期間

平成22年6月26日から同年8月31日まで

3 サンセットビーチ銭函海水浴場水域

(1) 区域

おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域

- (A点) 小樽市銭函3丁目56番地東端境界線の北西方向延長線（以下3の事項において「基線1」という。）と海岸線が交差する地点から小樽市街方向へ海岸線に

沿い90mの地点 (B点) A点から基線1に平行する直線上の沖合方向170mの地点 (C点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下3の事項において「基線2」という。)と海岸線が交差する地点 (D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成22年7月3日から同年8月31日まで 4 銭函ヨットハーバー (1) 区域 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 小樽市銭函3丁目51番地8西端境界線の北西方向延長線(以下4の事項において「基線1」という。)と海岸線が交差する地点 (B点) 基線1上で、A点から沖合方向170mの地点 (C点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線(以下4の事項において「基線2」という。)と海岸線が交差する地点 (D点) 基線2上で、C点から沖合方向170mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成22年6月26日から同年8月31日まで 5 銭函海水浴場水域 (1) 区域 おおむね次のA、B、C及びD点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 小樽市銭函3丁目398番地北東端境界線の北北西方向延長線(以下5の事項において「基線」という。)と海岸線が交差する地点 (B点) 基線上で、A点から沖合方向170mの地点 (C点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い480mの地点	(D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い170mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成22年7月3日から同年8月31日まで 6 蘭島海水浴場、水産動植物増殖施設水域 (1) 区域 おおむね次のA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びM点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 小樽市蘭島1丁目338番地4と小樽市蘭島1丁目339番地1の境界線(以下6の事項において「基線1」という。)と海岸線が交差する地点 (B点) A点から小樽市街地方向へ海岸線に沿い500mの地点 (C点) 小樽市蘭島1丁目102番地4と小樽市蘭島1丁目102番地7の境界線(以下6の事項において「基線2」という。)と海岸線が交差する地点 (D点) 基線2上で、C点から沖合方向350mの地点 (E点) 小樽市蘭島1丁目97番地と国有地の境界線(以下6の事項において「基線3」という。)と海岸線が交差する地点 (F点) 基線3上で、E点から沖合方向150mの地点 (G点) 基線2上で、C点から沖合方向150mの地点 (H点) B点から基線1に平行する直線上の沖合方向100mの地点 (I点) 小樽市蘭島1丁目332番地2と小樽市蘭島1丁目333番地5の境界線(以下6の事項において「基線4」という。)と海岸線が交差する地点 (J点) 基線4上で、I点から沖合方向350mの地点 (K点) 基線1上で、A点から沖合方向400mの地点 (L点) A点から余市方向へ海岸線に沿い180mの地点 (M点) L点から余市方向へ海岸線に沿い200mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成22年7月9日から同年8月22日まで 7 浜中・モイレ海水浴場水域 (1) 区域
---	--

おおむね次のA、B、C、D、E及びF点を結んだ線内であって、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則第10条第4項に規定される浮標及び立標に囲まれた区域 (A点) 余市町道旧役場線東方向延長線（以下7の事項において「基線」という。）と海岸線が交差する地点から余市川河口方向へ海岸線に沿い20mの地点 (B点) A点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (C点) 基線と海岸線が交差する地点からヌッチ川河口方向へ海岸線に沿い150mの地点 (D点) C点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (E点) C点からヌッチ川河口へ海岸線沿いに330mの地点 (F点) E点から基線に平行する直線上の沖合い100mの地点 (2) 制限又は禁止される行為 水域利用調整区域内におけるプレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動の禁止 (3) 期間 平成22年7月17日から同年8月15日まで 北海道告示第487号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蝕病の予防のための検査を受けることを命ずる。 平成22年6月18日 北海道知事 高橋 はるみ 1 実施の目的 腐蝕病の発生予防のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） 夕張市 平成22年8月16日から9月17日まで 岩見沢市 同 美唄市 同 芦別市 同 赤平市 同 三笠市 同 滝川市 同	<table> <tr><td>砂川市</td><td>同</td></tr> <tr><td>歌志内市</td><td>同</td></tr> <tr><td>深川市</td><td>同</td></tr> <tr><td>南幌町</td><td>同</td></tr> <tr><td>奈井江町</td><td>同</td></tr> <tr><td>上砂川町</td><td>同</td></tr> <tr><td>由仁町</td><td>同</td></tr> <tr><td>長沼町</td><td>同</td></tr> <tr><td>栗山町</td><td>同</td></tr> <tr><td>月形町</td><td>同</td></tr> <tr><td>浦臼町</td><td>同</td></tr> <tr><td>新十津川町</td><td>同</td></tr> <tr><td>妹背牛町</td><td>同</td></tr> <tr><td>秩父別町</td><td>同</td></tr> <tr><td>雨竜町</td><td>同</td></tr> <tr><td>北竜町</td><td>同</td></tr> <tr><td>沼田町</td><td>同</td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>同</td></tr> <tr><td>江別市</td><td>同</td></tr> <tr><td>千歳市</td><td>同</td></tr> <tr><td>恵庭市</td><td>同</td></tr> <tr><td>北広島市</td><td>同</td></tr> <tr><td>石狩市</td><td>同</td></tr> <tr><td>当別町</td><td>同</td></tr> <tr><td>新篠津村</td><td>同</td></tr> <tr><td>小樽市</td><td>同</td></tr> <tr><td>島牧村</td><td>同</td></tr> <tr><td>寿都町</td><td>同</td></tr> <tr><td>蘭越町</td><td>同</td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>同</td></tr> <tr><td>喜茂別町</td><td>同</td></tr> <tr><td>泊村</td><td>同</td></tr> <tr><td>苫小牧市</td><td>同</td></tr> <tr><td>登別市</td><td>同</td></tr> <tr><td>伊達市</td><td>同</td></tr> </table>	砂川市	同	歌志内市	同	深川市	同	南幌町	同	奈井江町	同	上砂川町	同	由仁町	同	長沼町	同	栗山町	同	月形町	同	浦臼町	同	新十津川町	同	妹背牛町	同	秩父別町	同	雨竜町	同	北竜町	同	沼田町	同	札幌市	同	江別市	同	千歳市	同	恵庭市	同	北広島市	同	石狩市	同	当別町	同	新篠津村	同	小樽市	同	島牧村	同	寿都町	同	蘭越町	同	ニセコ町	同	喜茂別町	同	泊村	同	苫小牧市	同	登別市	同	伊達市	同
砂川市	同																																																																						
歌志内市	同																																																																						
深川市	同																																																																						
南幌町	同																																																																						
奈井江町	同																																																																						
上砂川町	同																																																																						
由仁町	同																																																																						
長沼町	同																																																																						
栗山町	同																																																																						
月形町	同																																																																						
浦臼町	同																																																																						
新十津川町	同																																																																						
妹背牛町	同																																																																						
秩父別町	同																																																																						
雨竜町	同																																																																						
北竜町	同																																																																						
沼田町	同																																																																						
札幌市	同																																																																						
江別市	同																																																																						
千歳市	同																																																																						
恵庭市	同																																																																						
北広島市	同																																																																						
石狩市	同																																																																						
当別町	同																																																																						
新篠津村	同																																																																						
小樽市	同																																																																						
島牧村	同																																																																						
寿都町	同																																																																						
蘭越町	同																																																																						
ニセコ町	同																																																																						
喜茂別町	同																																																																						
泊村	同																																																																						
苫小牧市	同																																																																						
登別市	同																																																																						
伊達市	同																																																																						

8月9日から9月10日まで

8月9日から9月17日まで

7月12日から9月17日まで

豊浦町	平成22年7月12日から9月17日まで	東川町	同
壮瞥町	同	美瑛町	同
厚真町	同	上富良野町	同
洞爺湖町	同	中富良野町	同
安平町	同	南富良野町	同
むかわ町	同	占冠村	同
日高町	8月2日から9月10日まで	和寒町	同
平取町	同	剣淵町	同
新冠町	同	下川町	同
浦河町	同	美深町	同
様似町	同	音威子府村	同
新ひだか町	同	中川町	同
函館市	8月2日から9月17日まで	幌加内町	同
北斗市	同	増毛町	8月16日から9月17日まで
松前町	同	苫前町	同
福島町	同	羽幌町	同
知内町	同	遠別町	同
木古内町	同	稚内市	8月3日から9月17日まで
七飯町	同	猿払村	同
鹿部町	同	浜頓別町	同
森町	同	中頓別町	同
八雲町	同	枝幸町	同
長万部町	同	豊富町	同
今金町	8月2日から9月30日まで	幌延町	同
せたな町	同	北見市	8月4日から9月13日まで
旭川市	8月2日から9月17日まで	網走市	同
士別市	同	紋別市	同
名寄市	同	美幌町	同
富良野市	同	津別町	同
鷹栖町	同	斜里町	同
東神楽町	同	清里町	同
当麻町	同	小清水町	同
比布町	同	訓子府町	同
愛別町	同	置戸町	同
上川町	同	佐呂間町	同

遠 軽 町	平成22年 8 月 4 日から 9 月13日まで	
湧 別 町	同	
滝 上 町	同	
興 部 町	同	
西 興 部 村	同	
雄 武 町	同	
大 空 町	同	
帯 広 市	8 月 2 日から 9 月30日まで	
音 更 町	同	
士 幌 町	同	
上 士 幌 町	同	
鹿 追 町	同	
新 得 町	同	
清 水 町	同	
芽 室 町	同	
中 札 内 村	同	
更 別 村	同	
大 樹 町	同	
広 尾 町	同	
幕 別 町	同	
池 田 町	同	
豊 頃 町	同	
本 別 町	同	
足 寄 町	同	
陸 別 町	同	
浦 幌 町	同	
釧 路 市	8 月 9 日から 9 月17日まで	
釧 路 町	同	
厚 岸 町	同	
浜 中 町	同	
標 茶 町	同	
弟 子 屈 町	同	
鶴 居 村	同	
白 糠 町	同	
根 室 市	8 月 2 日から 9 月17日まで	
別 海 町	同	
中 標 津 町	同	
標 津 町	同	
羅 臼 町	同	
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群	
4 実 施 の 方 法	(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成20年 6 月 2 日付け消安第0701号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。	
北海道告示第488号	土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成22年 6 月 8 日、訓子府土地改良区の定款の変更を認可した。 平成22年 6 月18日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第489号	土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成22年 6 月22日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成22年 6 月18日 北海道知事 高 橋 はるみ	
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
峰 岩	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理）	北海道空知総合振興局
中美 唄 同	（農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理）	同
きよさと	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良、暗きょ排水）	北海道オホーツク総合振興局
北海道告示第490号	森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成22年 6 月18日 北海道知事 高 橋 はるみ	
1 保安林の所在場所	古宇郡神恵内村大字珊内村252（次の図に示す部分に限る。） 237	

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第491号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年 6 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町熊石泊川町871地先・878地先・880地先
(以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、
878(次の図に示す部分に限る。)、871、879、880

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字川向50の3地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字川向50の3・50の6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字旭42の6・42の7(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別市上渚滑町中立牛751地先・773地先(以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、773(次の図に示す部分に限る。)、751

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中立牛751地先・773地先(以上2筆地先国有林)、中立牛751・773(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第492号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年 6 月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町（国有林。次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 3 解除の理由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）	4 免許証番号 北海道知事渡島（11）第298号
北海道告示第493号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成22年6月18日 北海道知事 高橋 はるみ 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 水源のかん養 3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 新ひだか町（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第494号 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。 平成22年6月18日 北海道知事 高橋 はるみ 1 商号又は名称 株式会社東商ホールディングス 2 代表者氏名 代表取締役 小林 稔史 3 主たる事務所の所在地 函館市桔梗4丁目35番8号	
総合振興局告示及び振興局告示 北海道十勝総合振興局告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年6月18日 北海道十勝総合振興局長 竹林 孝 1 落札に係る物品等の名称及び数量 路面清掃車（ブラシ式） 2台 （路面清掃車（ブラシ式）1台及び路面清掃車（真空吸入式）1台と交換） 2 落札を決定した日 平成22年6月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社中島自工 (2) 住所 帯広市西20条北1丁目3番32号 4 落札金額 63,945,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成22年4月23日付け北海道十勝総合振興局告示第9号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地	
道人事委員会告示 北海道人事委員会告示第7号 平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用する。 平成22年6月18日 北海道人事委員会委員長 中澤 義則 十勝総合振興局管内の項中	

「 士幌町字上音更 」 新田小学校 3 」を 「 士幌町字上音更 」 新田小学校 3 」に改める。 士幌町字上音更 3 」	平成22年 4 月 2 日付け北海道警察本部告示第189号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第251号 昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成22年 6 月18日から施行する。 平成22年 6 月18日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 別表中「 」を「 茨戸 」に、 「 」を「 東旭川 」に改める。 北海道警察本部告示第252号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成22年 6 月18日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道警察本部交通管制センター上位装置の貸貸借 一式（1 月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成22年 6 月 1 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 東京センチュリーリース株式会社 (2) 住 所 東京都港区浜松町 2 丁目 4 番 1 号 4 落札金額 420,630円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告	